

利用類型の考え方について

10月1日から、利用できる類型が
一部変更になります

- 産後母子ケア事業には、ショートステイ・デイケア・訪問型と3つの類型があります。
- 利用するには利用希望の類型ごとに申請し、利用承認されることが必要です。
- 上記の考え方を一部変更し、**ショートステイの利用承認を受けた方は、10月1日以降デイケア・訪問型も利用ができるようになります。**
- なお、**デイケア・訪問型の利用承認しか受けていない場合は、引き続きショートステイの利用はできません。**
- ショートステイを利用したい場合は、お住まいの区役所こども家庭支援課に御相談いただき、面談後に申請してください。利用承認後、ショートステイが利用できるようになります。

ショートステイの面談後
ショートステイの利用申請し、承認済

YES

NO

10月1日以降

ショートステイ/デイケア/訪問型
全ての類型を利用できるようになります。

※ショートステイの利用承認を9月末までに受けている場合は、10月1日から、10月1日以降に利用承認された場合は、承認された日から、全ての類型が利用可能になります。
※デイケア・訪問型の申請をしていない場合も利用が可能です。

**ショートステイの利用は
できません。**

※ショートステイを利用したい場合は、お住まいの区役所こども家庭支援課へ御相談ください。
※デイケア・訪問型の申請・承認されている場合は、デイケア・訪問型は御利用いただけます。

【参考】ショートステイの利用承認について

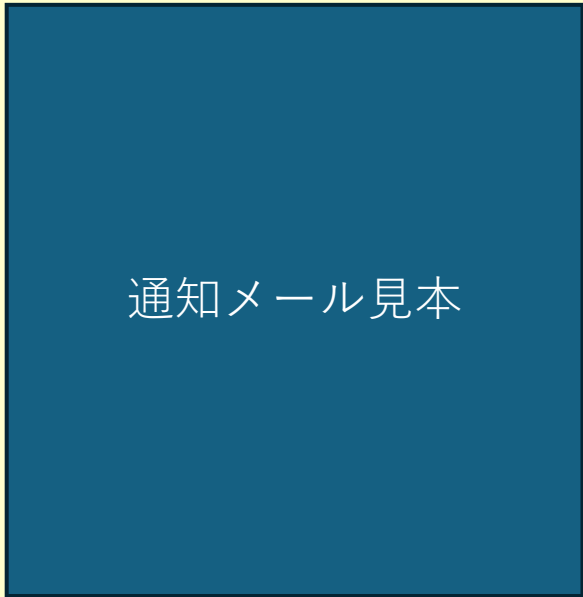
ショートステイの利用承認を受けているかは、以下の通知があるかどうかで確認することができます。

【9月13日までにパマトコで
申請した場合】

【9月14日以降テオテ産後ケアで
申請した場合】



通知見本



通知メール見本



● 10月1日以降、すべての類型
を利用が可能です。



● 上記通知メールが届いた日以
降、すべての類型を利用が可能です。